

第十村堰埭存廢ノ問題解説

第十村堰埭ノ來歴ハ甚々長シ・訣堰埭工ニ就テハ此地各人ノ實心トイヘ奥惱トイヘ已ニ二百年ニ餘マレリ豈矩シト謂フ可ケンヤ・我ハ此地ニ來リ倏チ簡易ナル一計ヲ案シ断シテ曰ク此堰埭ト其上ミノ杭椿ト悉皆剷除センヨトヲ要スト。又夕覺田村ニ放箭セル堤防モ亦撤去シテ下流ノ一端ヨリ上流狹隘部ヲ過キ七里標杭ニ至ルノ向ヲ平クベシ・然ルニハ則チ別ニ他ノ良法ヲ設ケ水ヲ流尾洲嶼ノ田地ニ引キ以テ其灌漑ノ用ヲ利セシメザル可ラズ  
今若シ右ノ諸工ヲ除去スルトセハ由テ來ルヘキ利害得失如何ニ就キ聊カ豫期スル所ノ者ヲ左ニ臚列ス

利益アル諸項

- 第一項 堰埭増築維持ノ為ニ年々大ヲ加フル苦勞及ヒ費用其他之ニ關スル諸事皆以テ廃ス可シ
- 第二項 堰埭其他水流阻礙物ナケレハ則チ幹川高漲ノ水害易ク海ニ向フテ疏通ス
- 第三項 別宮川ノ上流地ハ堰埭ヲ踰工而シテ急落スル所ノ

ライキ  
來歴ニ由緒

スナフ  
倏チ、即チ

奥惱  
ホツゾク  
剷除ニケズリノムク  
放箭・入りまじる

テシヨ  
撤去ニ  
撤去ノ誤字

リモツ  
流尾ニ  
下流

イサ  
聊カ、少しばかり、  
臚列ス・列記す

第十村堰の存廢の問題解説

第十堰の歴史は大変長い。この堰の工事についての、この地の人びとの氣遣いと悩みは、すでに二百年に余る。どうして短いと見えようか。私は、この地に来て、ただちに簡單明解な一計を考えた。この堰とその上の杭とをすべて撤去する必要があると断言する。また覚円村（石井町覚円）内に入りこんでいる堤防も撤去して、下流の端から上流の狹隘部を過ぎて七里標杭に至る間を平坦にすべきである。その時は、別のよい方法を設けて河口洲嶼の田地に水を引き、その灌漑の用に供すべきである。  
いま、もし右のような諸工作物を除去するならば、その利害得失は次のようなものである。

【利益のある諸点】

- 第一項 堰の増築維持のために年々増加する勞力及び費用、その他に關する諸事はすべて廢することが出来る。
- 第二項 堰その他、水流を阻止する物がなければ、吉野川の高騰する水流も容易に海に向かって疎通する。
- 第三項 別宮川の上流地は堰を越え、急落する怒とうのために川

※解  
原文の（解）は解と同じ

怒濤ノ為ニ川岸ノ毀壞スルノ憂モ忽チ減スベシ

第四項 吉野川幹流ヨリ徳島ニ至ルノ通船路ハ前曰ニ比シテ容易トナリ且ツ短道トナルヘシ嘗ミニ聯ヘ第十村堰埭ヨリ新路ヲ別宮川ニ取り古川渡津ニ達スルニハ僅ニ一百一丁ナレ共方今ノ如ク吉野川末流ヲ經テ同渡津ニ達スルニハ二百三丁ヲ行カナルヲ得ズ故ニ前曰ヨリモ航路ノ長サヲ減スヘキ正ニ……二里三十丁ナルヲ第五項 徳島無養間ノ通船路ニシテ洲嶼ノ間ニ於ケルモノノ右諸工ヲ撤去スルノ後吉野川末流ノ初用一変セハ改良ニ修治ニ難カラズ其故他ナシ流砂ノ量至少トナリ若クハ絶無トナルヘキヲ以テナリ

不利トスル諸項

以上ノ利アルニ随テ又幾分ノ害ナキ能ハス其害タルヤ皆其利ノ大ナルニ差クノナシ。害トハ左ニ臚列スル諸項ノ如キ是ナリ

第一項 堰埭其他ノ諸工撤去ノ後ハ久カラズシテ水位低水トニ止マル時必ス吉野川ノ末流ニ向ヒ一滴水ヲ流サ、ルニ至ルヘシ

等ニニ。試ミニ。

若クノナシ。及ぶものがない。

第四項

岸を破壊される憂いがたちまちに減少する。

吉野川の幹流より徳島に至る通船路は、以前にも増して容易となりかつ短くなるだろう。試みに考えても、第十堰より新路を別宮川に取り、古川の渡し場に達するには一〇一町であるが、今のように吉野川末流（旧吉野川）を経て同渡し場に至るには二〇三町を行かねばならない。だから以前よりも航路の長さの減少はまさに二里三〇町である。

第五項

徳島・撫養間の通船路であって、洲嶼の間にあるものは右の諸工作物を除去した後、吉野川末流（旧吉野川）の効用が一変すれば改修工事は簡単である。その理由は、土砂の量が極めて少なくなるか、もしくは絶無となるからである。

【不利とする諸点】

以上の利益がある反面、また幾分の害がないわけではないが、またその害は利益に比べようがない。害とは左に列挙する諸項のようなものである。

第一項

堰その他の諸工作物を除去した後、水位が低下した時は、必ず吉野川の末流（旧吉野川）には、一滴の水も流れないようになるだろう。

第二項 川水騰湧方サニ充分ナル時ト虽凡幾ント全流ヲ頓  
ケ之ヲ別宮川ニ疏通セシムベシ

第三項 幹流ニ流サル、ノ土砂其他ノ諸物ハ概シテ別宮川  
ニ投スヘシ

第四項 第十村ノ近傍（水面并ニ水底）一面ニ落退ヲ承ス  
ヘシ又遙ニ上流ニ至ル近其影響アルヘシ

右第一項ノ不利ハ最凡人ノ苦情ヲ招クヘシトハ虽凡幾ト  
堰埭ノ効ヲ以テ引用シ来レル灌溉水タニ他ノ方法ヲ設  
ケテ之ヲ供シ復タ不足スル無キニ至ラハ何ノ苦情カ之  
アラシ

第二項ノ不利ハ別宮川既ニ已ニ十分ニ廣濶ナレハ又夕夏ト  
スルニ足ラス。其如此ト雖更ニ増加スヘキ流水ノ速力  
ニ当テ能ク耐工ヘキノ度ヲ量リ相応堅牢ノ護岸工ヲ設ケ以  
テ彎入水涯處々ノ扞禦ヲナサンヲ要ス

第三項ノ不利ナル結果ハ水源山地及ヒ諸澗谷ニ沙防工ヲ設  
ケ監視者ヲ置キ以テ其氣因ヲ防カバ必ス減息スヘキモノナ  
リ  
第四項ノ不利ヨリ起因シ堰水益々低ク幹川中ノ通航ニハ較

方サニ、恰も

ソレカクモシ  
其如此  
ワカサケケロウ  
相應堅牢、ふざわしく堅固な事  
フニエリスカイ  
響合水涯、エミナリニソツタ。響、澗  
水迎、水迎  
澗谷、澗谷  
澗谷、澗谷

第二項 川の水が上昇する時でもほとんど全流量は別宮川に流れ  
るだろう。

第三項 幹流に流された土砂その他の物質は、おおむね別宮川に  
流されるだろう。

第四項 第十村の近傍《水面及び水底》は一面に下がるだろう。  
また遙か上流に至るまで、その影響はあるだろう。

右の第一項の不利は、最も人々の苦情を招くことであろうとは思  
うが、従来この堰の効用である灌漑用水さえ他の方法を設けて供  
給し、不足ないようにすれば、何の苦情もないだろう。

第二項の不利は、別宮川はすでに十分に広いので、今さら心配す  
ることはない。その上、さらに増加するだろう流水の速さによく耐  
えることの出来る堅ろうな護岸を設けて、湾曲した川岸の防御をす  
ることが必要である。

第三項の不利となる結果は、水源山地及び諸澗谷に砂防施設を設  
け、監視者を置いてその原因を防ぐようにすれば、必ず消滅するだ  
ろう。

第四項の不利より生ずる低水位は、ますます低くなり幹流を通航

ヤ不便ヲ米スベシ。然レモ今一層山中ノ草木ヲ繁茂セシメ  
且ツ山間ニ堰埭ヲ設ケ以テ雨水多量ヲ溜留スル事ヲ以テ其  
不利ヲ償フニ足ルヘシ

### 第十村堰埭工ニ易フヘキ洲岨地灌溉水 引用法

我ハ灌溉用水引導ノ新計畫ニ緊要トスル測量ハ已ニ宮内君  
指示セリ。該測量ノ要點ハ第十村ヨリ上流若干ノ距離ニ於  
ケル川畔ノ田圃ニ就キ精密ナル高低測量ヲ試ムルヲ即之ナ  
リ  
右測量整頓ノ日迄ハ尚ホ幾多ノ時日アリ故ニ其成跡ヲ得ハ  
將來吉野川監督ノ任ニ當ラルヘキ田邊技師（我ハ已ニ傳聞  
セシ故）ノ手中ニ之ヲ致サルヘシト托シ置ケリ  
雖然總テ右ノ如ク述ヘ來シハ到底其計畫如何ト云フノ疑向  
ハ譬ヒ明確ナラザル今ノ畧圖ヲ用ヒ仮リニ大畧ヲ論ズルニ  
過ギスト虽尚且ツ可成的允分ノ説明ヲナサザルヲ得ズト懸  
考シ況ンヤ人民ニ至切緊要ノ問題ナルニ於ケルヲマ。是猶

溜留<sup>リエウリョウ</sup> ためて残す。

成跡<sup>セイセキ</sup>ニ效果

雖<sup>カゼイテモ</sup>然<sup>カゼイテモ</sup>。たとふ  
可<sup>カゼイテモ</sup>成<sup>カゼイテモ</sup>跡<sup>カゼイテモ</sup>。出水上りの效果  
至<sup>カゼイテモ</sup>切<sup>カゼイテモ</sup>。さわめて大切

する船には、やや不便になるだろう。しかしながら、今一層山中の  
草木を繁茂させ、また山間に堰を設けて雨水を多量に保有すれば十  
分その不便を補うことができる。

### 第十村の堰に代えるべき州嶼地 灌溉水引用法

私は、灌溉用水路を引く新計画に緊要とする測量は、すでに宮内  
君に教示した。この測量の要點は、第十村（石井町第十）より少し  
上流の吉野川畔の田圃について精密な高低測量を試みることであ  
る。

右の測量結果が整理される日まで、なおかなりの日数がかかる。  
その成果が出れば、将来、吉野川の管理の任に当たられると、私が  
聞いている田邊技師の手に渡るようにと託しておいた。

しかしながら、今まで述べてきた計画が、どういふものかという  
疑問には、たとえ明確でない現在の略図を用いて、概要を論じてい  
るに過ぎぬと言いながらも、出来るだけ十分な説明をしなければなら  
ぬと考えたのである。ましてや民衆にとっては至極緊急の問題であ  
るからである。なおこれは概略であり、後日測量が完成し確実な

※田邊技師  
田邊義三郎  
明治十四年、八年半のドイツ  
留学から帰国して内務省で活  
躍。明治十七年七月徳島県在  
勤を命じられ、同十九年七月  
から同二十二年七月まで第五  
区土木監督署（徳島）の巡視  
長を勤めた。